

特殊肥料生産の手引き

肥料の品質の確保等に関する法律 の解説

愛知県 農業水産局
農政部 農業経営課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6411(ダイヤルイン)

F A X 052-954-6931

URL:<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/>

令和8年4月作成

目 次

I 肥料の品質の確保等に関する法律について

- 1 肥料の品質の確保等に関する法律の目的 1
- 2 用語の定義 1

II 特殊肥料の生産・輸入・販売に係る届出について

- 1 特殊肥料生産業者（輸入業者）の届出 3
- 2 肥料販売業務の届出 4
 - ・特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書の記載例 5
 - ・生産工程の概要の記載例 6
 - ・特殊肥料生産（輸入）業者届出書に添付する分析成績書について 7
 - ・届出に当たっての留意事項 8

III 特殊肥料を生産・輸入・販売する場合の遵守事項等 10

- 1 届出の義務
- 2 品質表示
- 3 異物混入の禁止
- 4 虚偽の宣伝等の禁止
- 5 帳簿の備え付け
- 6 報告の徴収
- 7 立入検査
- 8 行政処分
- 9 罰則
- 10 その他

IV 特殊肥料の表示について

- 1 「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の品質表示 12
 - ◎「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の品質表示の記載例 . . 16
- 2 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示 18
 - ◎「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示の記載例 . . 19

＜参考資料＞

- ・特殊肥料等の指定 20
- ・肥料の区分 23

＜様式等＞

- ・特殊肥料生産業者届出書様式 24
- ・肥料販売業務届出書様式 27
- ・生産設備の賃貸借又は委託により生産する場合の添付資料について 30
- ・生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書様式 31
- ・委託による肥料の生産に関する届出書様式 34
- ・届出書の提出先 37

I 肥料の品質の確保等に関する法律について

1 肥料の品質の確保等に関する法律の目的（法第1条）

（目的）

第1条 この法律は、肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

肥料の品質の確保等に関する法律（旧肥料取締法。以下「法」という。）は、直接的には①肥料の品質保全、②肥料の公正な取引を確保することにあります。最終目標としては農業生産力の維持増進と国民の健康の保護を掲げています。

つまり、本法は農業者と業者の双方の利益を擁護するものですが、業者の擁護については、農家経済の擁護と国民の健康の保護を両立する場合に限られます。

なお、農業者についても、平成15年7月1に施行された法改正により、特定普通肥料で定められている施用基準を遵守しない場合は、罰則が科せられることになりましたので注意してください。

また、令和元年に法改正が行われました。詳細については下記の農林水産省ホームページをご確認ください。

＜肥料制度の見直しについて＞

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html

2 用語の定義（法第2条）

（定義）

第2条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは特殊肥料以外の肥料をいう。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分の最小量を百分比で表したものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であつて生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

(1) 肥料の定義

条文の中で「肥料」の定義は、以下の3種類の内容を含んでいます。

- ① 植物の栄養に供することを目的として土地に施される物
- ② 植物の栽培に資するために土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物
- ③ 植物の栄養に供することを目的に植物に施される物

多くの物質（元素）が植物の栄養であることがわかっています。しかしながら、それらの物質（元素）は、植物にとって多量に必要なもの、微量ですむもの、自然界に通常あるので肥料として施用する必要があるものなど、多種多様です。このようなことから、肥料制度においては、施用する必要がある物質（元素）を制度の対象とすることが基本になっています。

したがって、肥料制度では、窒素（N）、りん酸（ P_2O_5 ）、加里（ K_2O ）、石灰（ CaO ・アルカリ分として）、苦土（ MgO ）、マンガン（ MnO ）、けい酸（ SiO_2 ）及びほう素（ B_2O_3 ）を肥料の主成分として定め、制度の対象の骨格としており、その他、硫黄分（ SO_3 ）、鉄（Fe）、銅（Cu）、亜鉛（Zn）、モリブデン（Mo）などについては別途の取扱いとなっております。

(2) 特殊肥料の指定（20～22 ページ参照）

特殊肥料は、魚かすや米ぬかのように農家の経験等により識別できる簡単なものや、堆肥など品質が多様でその価値が主成分の含有量に依存しないものとして農林水産省告示（「特殊肥料等を指定する件」）により指定されており、生産や輸入をするには届出が必要です。

肥料のうち、特殊肥料以外のものは普通肥料に分類されます。普通肥料は、原則として公定規格が定められており、公定規格に適合していれば登録をとることができ、登録をとることによって初めて生産や輸入することが認められます。指定混合肥料は、届出により生産や輸入をすることができます。

なお、令和2年から、届出済みの特殊肥料同士を配合することが可能となりました（混合特殊肥料）。ただし、特殊肥料同士を配合した肥料のうち、堆肥（有機質の原料のみを使用したものであって、腐熟工程を経たもの）に該当するものは堆肥となります。また、同一の種類の特殊肥料を配合したものは、当該種類の特殊肥料になります（例：草木灰＋草木灰＝草木灰）。

また、混合特殊肥料には、告示で定められる材料の必要最小量の使用が認められています。

(3) 法の対象となる業者

法の対象となる業者は、生産業者、輸入業者及び販売業者です。すなわち、肥料の取り扱いを「業とする者」のことをいい、肥料の生産、輸入、販売を反復継続する時はもちろん、これらが1回の行為であっても、それが反復する意思を持って行われるのであれば、業として取り扱われます。

また、その行為が利益を得ることを目的としない場合でも、その事業体は業者として法の適用を受けます。「業とする者」とありますので、法人格を有しない任意組合、設立登記前の会社等は、法にある業者とはなり得ず、これを構成する個人が取締を受ける対象と解釈されています。

なお、生産・輸入しても全量を自家消費する場合は、この肥料制度の対象となりません。他の誰かに渡す（譲渡する）のであれば、お金を取らず無償で渡す場合であっても、この肥料制度にしたがう義務が生じます。

(4) 肥料の生産について

肥料の生産には次の場合による方法が考えられます。

① 無肥物からの肥料の生産

本来的な生産であり、水素と窒素からアンモニアを合成し、硫酸と化合させて硫酸アンモニアを生産するような場合。

② 肥料の配合

同種異質又は異種の肥料を単に機械的に混合する場合であって、一般には次に述べる加工の一種に属すべきものであるが、法は、配合肥料の重要性に鑑みて、特に第2条第4項に加工と併記している。

③ 肥料の加工

配合肥料以外の肥料の加工としては、粉碎、切断、乾燥、堆積、濃縮、再結等が考えられるが、これは要するに、無肥物から肥料を生産するのではなく、原料そのものが肥料であり、単に肥料価値を高める手段に過ぎない場合である。

大豆かすを粉碎して大豆油かす粉末とする場合などは、これにあたる。

④ 副産

法は、肥料の生産を主産物であるか副産物であるかによって区別せず、等しく生産とみている。けい酸質肥料、副産硫酸等の生産はいずれも副産的なものであるが、生産として取り扱われている。

⑤ 採取

主として天然に存在する肥料を採取する場合。例えば、石灰石、海鳥ふん、海藻、牛馬糞を採掘し、あるいは採取し販売する場合である。ただし、これらのものをさらに乾燥し、又は粉碎する場合は、形式的には前述の加工に該当する。

Ⅱ 特殊肥料の生産・輸入・販売に係る届出について

1 特殊肥料生産業者（輸入業者）届について

(1) 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出（法第22条第1項）

特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する1週間前までに、その生産する事業場の所在地又はその輸入場所を管轄する都道府県知事に届け出る必要があります。

(2) 提出書類

提出書類	提出部数	
	本社が愛知県外・名古屋市内	本社が左記以外の場合
☐ 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書	2部	3部
☐ 登記簿謄本（抄本）又は住民票など（初めて申請する方のみ） ※発行後3ヶ月以内のもの（コピー可）	1部	2部
☐ 生産工程の概要 輸入の場合は、輸入する肥料の説明書など。なお、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）の部位を原料とする肥料で、摂取防止措置、原料加工措置等の管理措置を行う場合はその旨を記載。）	2部	3部
☐ 分析成績書	2部	3部
☐ 連絡先の説明資料	2部	3部
☐ 返信用封筒（切手も貼付）（副本返送用です）	1部	1部
※下記は、該当する場合に提出して下さい。		
☐ 牛等の部位又は牛等由来の原料を含む場合は、大臣確認等必要書類 牛のせき柱等が混合していないこと、加熱、蒸製等の原料加工措置又は摂食防止措置（肥料生産業者が摂食防止措置を行わない場合のみ）が適切に行われていることを確認できる書類（「大臣確認書」、「肥料原料供給管理票」、「輸出国証明書」）の写しを添付	2部	3部
☐ 生産設備を賃貸借して肥料を生産する場合は、届出等確認書類 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書、賃貸借契約書写し、見取り図	2部	3部
☐ 委託して肥料を生産する場合は、届出等確認書類 委託による肥料の生産に関する届出書、委託生産契約書写し	2部	3部
☐ 混合特殊肥料の場合の確認書類 原料に使用した特殊肥料の生産業者届出書の副本写し等	2部	3部

(3) 提出先

37 ページを参照してください。

(4) 特殊肥料生産（輸入）事業に係る変更又は廃止の届出（法第22条第2項）

特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出る必要があります。また、その事業を廃止したときも、同様に届出が必要です。

届出に当たっては、事前に県庁農業経営課へ必ず相談してください。

事前相談がない場合は、届出の受理に時間がかかることがあります。

<連絡先> 愛知県 農業水産局 農政部 農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ
TEL 052-954-6411（ダイヤルイン） FAX 052-954-6931

2 肥料販売業務の届出について

(1) 肥料販売業務開始の届出（法第23条第1項）

生産した肥料を販売する場合、販売業務を開始した日から2週間以内に、販売業務を行う事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出る必要があります。

特殊肥料生産業者で肥料販売業務の届出を提出していない場合、生産した特殊肥料を販売（第三者へ譲渡）するには、肥料販売業務開始届出が必要です。たとえ、利益を得ない無償譲渡や、インターネットオークションやフリマアプリを通じて個人間で取引する場合、農産物直売所で肥料を販売する場合でも、継続的に行う場合は肥料販売業務の届出を行ってください。

詳細は「肥料販売業務の手引き」を確認してください。

(2) 提出書類

- | | |
|--|-----|
| ① 肥料販売業務開始届出書 | 2 部 |
| ② 登記簿謄本（抄本）又は住民票の写し（初めて届出する業者のみ）
※発行後3ヶ月以内のもの（コピー可） | 1 部 |
| ③ 連絡先の説明資料
※届出内容について確認できる連絡先（送付状や名刺等） | 2 部 |
| ④ 返信用封筒
（副本の送付用。住所等を記入し、必要な切手も貼付すること。） | 1 通 |

(3) 提出先

37 ページを参照してください。

(4) 販売業務に係る変更又は廃止の届出（法第23条第2項）

生産業者、輸入業者又は販売業者は前項の届出事項に変更が生じたときは、その日から2週間以内にその旨を当該都道府県知事に届け出る必要があります。

また、その販売業務を廃止したときも、同様に届出が必要です。

◎自社工場以外で肥料を生産する場合の取扱いについて

平成30年8月から肥料の委託生産が認められることとなり、自社工場以外で肥料を生産する場合は、生産設備の賃借による生産と、委託生産の2つの方法が選択できるようになりました。生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出及び委託による肥料の生産に関する届出については、30 ページを確認のうえ、必要書類を提出してください。

なお、委託生産を行うためには、以下の要件を全て満たす場合に限られます。

- ① 受託者による肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること。
- ② ①により受託者が生産した肥料は、全て委託者に譲渡されること。

また、肥料を自家使用する者からの委託を受けて、業者が肥料を配合する場合（施用者委託配合）については、「肥料を自ら施用する者からの委託を受けて、肥料を配合する行為に係る肥料取締法上の取扱いについて（平成31年3月29日付け30消安第6291号農林水産省消費・安全局長通知）」にご留意ください。

様式第 1 4 号

(イ) 特殊肥料生産業者（~~輸入業者~~）届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

- 法人の場合
本社（本店）の住所・名称を登記簿に記載されているとおりに記載して下さい。
- 個人の場合
届出者本人の居住地の住所を記入。住民票又は運転免許証等に記載されているとおりに記載して下さい。

(※1)

郵便番号 4 6 0 - 8 5 0 1
住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
氏 名 株式会社アイチ
(名 称 及 び 代表取締役 愛知太郎
代表者の氏名)
電話番号 (0 5 2) 9 6 1 - 2 1 1 1

下記により特殊肥料を生産（~~輸入~~）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社アイチ 代表取締役 愛知太郎
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
原則、※1 に記入した「氏名及び住所」を転記してください。
なお、肥料関係部門の事務所が※1 以外に独立した形で設置しており、その事務所を窓口としたい場合は、その事務所の所在地を記入してください。

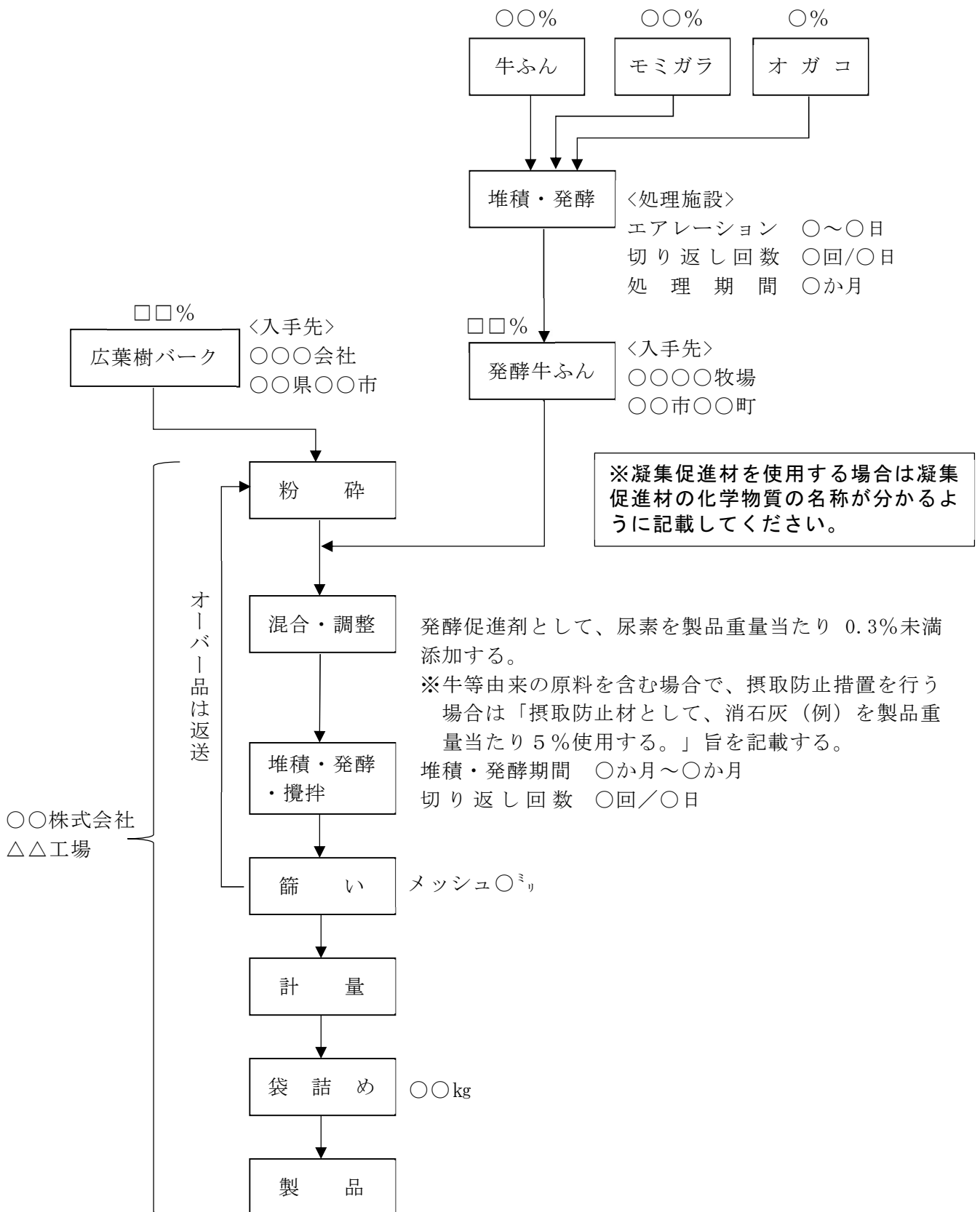
- 2 肥料の種類（※下記の「特殊肥料等を指定する件」で指定される肥料の種類を記載してください。）
堆肥

◎特殊肥料等を指定する件（昭和 2 5 年 6 月 2 0 日農林省告示第 1 7 7 号）

魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石、米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくす肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラツクかす、にかわかす、魚鱗、家さん加工くす肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼、カルシウム肥料、石こう、混合特殊肥料

- 3 肥料の名称
アイチ堆肥
- 4 生産する事業場の名称及び所在地（※愛知県内にある生産する事業場を全て記入してください。）
株式会社アイチ 名古屋工場
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
- 5 保管する施設の所在地（※愛知県内にある保管施設の所在地を全て記入してください。）
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

「〇〇〇〇堆肥」の生産工程の概要



※ 原料、材料、使用割合、入手先、処理施設・方法について、できるだけ詳しく記載すること。

特殊肥料生産（輸入）業者届出書に添付する分析成績書について

特殊肥料の生産（輸入）の届出には、下表のとおり該当する分析項目（○印）について、肥料分析法に基づく分析を行い、その成績書を添付してください。

肥料の種類ごとに必要な肥料成分の分析を行うこと（普通肥料の公定規格を参考。）

特に「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合）」は成分表示が義務付けられていることから、届出時にとどまらず、定期的に分析を行ってください。

分析・試験項目 特殊肥料の種類		肥料成分の分析成績				水分含有量	炭素窒素比 C/N比	重金属類の分析成績			植物に対する害に関する栽培試験（コマツナの発芽及び生育に及ぼす影響の検討）
		TN 窒素全量	TP りん酸全量	TK 加里全量	CaO 石灰全量			Zn 亜鉛全量	Cu 銅全量	Cd カドミウム	
指定(イ)の肥料	魚かす、干魚肥料など10種類	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
指定(ロ)の肥料	動物の排せつ物	○	○	○	注1	○	○	注2	注3	△注4	—
	堆肥	○	○	○	注1	○	○	注2	注3	△注4	原料、生産工程による
	その他の指定(ロ)の肥料	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
混合特殊肥料（指定(ハ)の肥料）		○	○	○	○	○		注2	注3	△注4	

※ 水分は必ず分析してください。必要に応じて、pH、EC等についても分析してください。

注1 石灰を使用したもの

2 豚ふん又は家きんふんを原料に使用したもの

3 豚ふんを原料に使用したもの

4 土壤保全の観点から分析を行うべきもの

5 混合特殊肥料は、堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合、分析が必要な成分は堆肥、動物の排せつ物に準じる。

主成分の含有量等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める「肥料等試験法」によるものとしてください。

届出に当たっての留意事項

◎ 堆肥に使用する原料についての注意

建築廃材は防腐剤などの処理薬剤や塗料・クギなどの異物が、**畳わら**は残留農薬が混入している可能性があり、安全性等で問題を生じるおそれがあることから、堆肥の原料に使用しないように指導しています。

特に、C C A（クロム、銅及びひ素化合物系木材防腐剤）処理木材については、焼却の際に有毒ガスの発生や焼却灰に六価クロム及びひ素が含まれるため、建材リサイクル法においても安易に再資源化を行うのではなく、他の木材と分離した上で、廃棄物処理法に基づき適正に焼却・埋め立てを行うこととされ、利用できないものは排除する規定になっています。

したがって、建築廃材については、C C A処理木材が確実に分離され、有害成分や安全性に問題ないことが証明できたものについてのみ、肥料原料として初めて使用可能になります。

また、畳わらについても、B H C、D D T、ドリリン系農薬などが残留している可能性があり、人畜に対する安全性等で問題を生じるおそれがあることから、堆肥の原料に使用しないように国から指導通知が出ています。

しかし、塗料や防腐剤・残留農薬などの有害物質や異物を確実に分別、または、分析等により安全性が確認できたものであれば、堆肥の原料として使用することは問題ないと考えられます。

この他にも安全性等に懸念がある資材を堆肥の原料に使用するのであれば、安全性の確認試験については任意ですが、資材そのものの溶出試験や製品である堆肥の発芽・植害試験を行うなど、生産業者自らが安全性を確認する必要があります。

◎ 肥料の名称のきまりについて

すべての肥料は、名称を決めるに当たり、次のきまりからはずれることのないように注意してください。

- (1) 肥料の含有成分や効果について、誤解を生ずるおそれのある名称を付けることはできません。
- (2) 肥料の名称にふりがな付き、図案、記号を用いた名称を付けることはできません。
（例：堆肥①号、アイチ★堆肥など）
- (3) 他人の商標を無断で肥料の名称に使用し、問題となることがしばしばあります。
登録商標などになっていないかどうかを事前に調査し、問題ないことを確認してから名称を付けてください。
- (4) 他人の名称、他の会社名、他人（他社）の商標・商号などについては、使用しても問題がないかどうかを十分確認の上、肥料の名称に使用してください。
- (5) 肥料の原料として使用していないもの又は原料としての使用割合が少ない「原料の名称」を、肥料の名称に用いることは避けてください。

理由として、消費者等に誤解を与えトラブルの原因になる可能性があるからです。
それでも、肥料の名称に用いる場合には、自己の責任において使用してください。

※「バーク堆肥」という名称を用いることに問題がある事例。

- ① 原料にバークを全く使用していない。
- ② 原料にバークを使用しているが、原料の使用割合が牛ふん90%、バーク10%の場合。
- ③ 剪定枝、廃材由来の木材等をバークと称している。（バークと呼べるものは、製材、製紙等の際に剥離した樹皮のみで、木質の肥料の総称ではない。）

◎ 「堆肥」及び「動物の排せつ物」について

届出等の際に、①使用できない原料が使用されていないか、②法令に沿って正しく表示しているか、を下記に従いチェックしてください（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 4020 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知抜粋）。

点検項目	チェック
A 原材料について	
1 汚泥を使用していないか。 ※堆肥の原料に汚泥は使用できません。汚泥を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。	
2 魚介類の臓器を使用していないか。 ※堆肥の原料に魚介類の臓器は使用できません。イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として普通肥料の登録が必要となります（特殊肥料にはなりません）。	
3 尿素や硫安等を、肥料成分を引き上げる目的で使用していないか。 ※尿素や硫安等は、腐熟促進剤として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進剤としての役割を超えて使用した場合には普通肥料として登録が必要となります。	
4 凝集促進剤を使用しているか。 ※動物の排せつ物に指定された凝集促進剤（注）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産販売できます。 （注）ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材、鉄系無機凝集促進材	
5 動物由来の肉や皮等を使用する場合、必要な手続きをとっているか。 ※動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛等の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC 理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。	
B 表示について	
6 原料や生産工程を変更した場合、主成分の含有量等の表示を更新しているか。	
7 銅・亜鉛・石灰について、含有量が基準を上回る場合は、表示しているか。 ※主成分の含有量等のうち、銅・亜鉛・石灰については、含有量が基準を上回る場合は、表示する必要があります。	
8 腐熟促進剤を使用している場合は、材料の名称を表示しているか。 ※腐熟促進剤を使用している場合は材料の名称を表示する必要があります。	
9 動物由来原料を使用している場合は、必要な注意事項を表示しているか。 ※動物由来原料を使用している場合とは、生産に当たって動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質）が使われている場合をいいます。	

Ⅲ 特殊肥料を生産・輸入・販売する場合の遵守事項等

1 届出の義務（法第22条）

届出事項について変更がある場合、あるいは生産を廃止する場合には、変更または廃止した日から2週間以内にその旨を当該都道府県知事に届け出る必要があります。

2 品質表示（法第22条の2、3）

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、成分の含有量や原料等の品質を表示する必要があります（表示基準は農林水産省告示で定められています。）。

3 異物混入の禁止（法第25条）

肥料中に、肥料の品質を低下させるような「異物」を混入してはいけません。

4 虚偽の宣伝等の禁止（法第26条）

肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生ずるおそれのある名称を用いてはいけません。

5 帳簿の備え付け（法第27条）

肥料を生産、輸入、販売する者は、次の帳簿を備え付け、2年間保存しなければなりません。

(1) 肥料を生産する場合

生産する事業場（工場）ごとに帳簿を用意し、肥料を生産したときは、①生産した年月日、②生産した肥料の名称、③生産した肥料の数量、を記載してください。

なお、堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料の場合は、原料に関する帳簿が必要です（「(3) 原料帳簿について」）。

(2) 肥料を輸入する場合、販売する場合

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入し、販売した場合（農家への販売は含みません。）は、①肥料の名称、②肥料の数量、③購入・販売した年月日、④購入・販売した相手の氏名又は名称、を記載してください。

帳簿に記載する「肥料の名称」は、登録または届出された名称としてください。通称名（いわゆるペットネーム）では記載しないようにしてください。

〔帳簿の作成例〕

肥料の名称（〇〇堆肥）

＜単位：〇〇kg／袋＞

年 月 日	仕入数量	販売数量	在庫数量	相手方の氏名 又は名称	備 考
令和〇〇年 〇月〇日	(袋) 40				
〇月△日					

(3) 原料帳簿について（堆肥、動物の排せつ物、それらを原料とする混合特殊肥料）

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」を生産する場合は、使用した原料の種類、使用量及び入手先を確認できる原料帳簿を備え付ける必要があります。また、腐熟を促進する材料などを使用した場合は、使用した材料の種類、名称、使用量及び入手先を、原料帳簿に記載する必要があります。

自社発生の家畜ふんと水分調整用の植物質原料のみを用いる畜産農家は、他法令の規定により、家畜ふんの発生量が備え付けられていること等を踏まえ、立入検査の際に現場を確認することで原料構成を把握することは可能であることから、原料帳簿の備付けの対象外となっています。複数の畜産農家から家畜ふんその他原料を搬入し混在使用するような堆肥センターなどは原料帳簿の備え付けの対象です。

〔原料帳簿の作成例〕

堆肥（受け入れ量＝原料投入量）の場合の記録

3月4日の受け入れ記録				
3月3日の受け入れ記録			✓	
3月1日の受け入れ記録			✓	
入手先	名称	トン		
〇〇畜産	牛ふん	1.2	✓	
△△畜産	牛ふん	1.2	✓	
××	木くず	0.2		

原料帳簿の記載事項については、一つの書類で全ての記載事項を網羅する必要はなく、複数の書類にわたって記載されている事項から必要な記載事項を計算等により求められ、又は、確定できる場合においては、当該複数の書類を原料帳簿として扱うことが認められます。また、輸入肥料等については、輸入業者が生産しているものではないため、輸入元との契約書や輸入元から聞き取った製品に関する情報が記された書類を原料帳簿として扱うことが認められます。

6 報告の徴収（法第29条）

都道府県知事は法の施行に必要な限度において、その業務に関し報告を求めることができます。

愛知県では生産数量及び輸入数量等について、毎年、肥料の銘柄ごとに1月から12月分をとりまとめて報告をお願いしています。毎年1月頃、県庁農業経営課から直接生産又は輸入業者あてに調査用紙を送付しますので、調査に御協力をお願いいたします。

7 立入検査（法第30条）

法に基づき、この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、肥料の生産業者・輸入業者・販売業者・運送業者・運送取扱業者・倉庫業者・施用者の事務所・工場・倉庫・車両・ほ場などに立入検査を行うことがあります。立入検査の際、肥料や肥料の原料を、検査のため無償で頂くこと（収去）ができることとなっておりますので、御理解をお願いします。

8 行政処分（法第31条）

- (1) 都道府県知事は販売業者、又は特殊肥料の生産業者、若しくは輸入業者がこの法律又は法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し当該肥料の譲渡、若しくは引き渡しを制限し、若しくは禁止すること等ができます。
- (2) 都道府県知事は、肥料の通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められる場合に、その被害の発生を防止するため必要があるときは、当該肥料の生産業者、輸入業者、又は販売業者に対し、当該肥料の譲渡、若しくは引き渡しを制限し、若しくは禁止すること等ができます。

9 罰則（法第36条から42条）

肥料の譲渡、又は引き渡しの制限、又は禁止に違反した者、事実とは虚偽の届出をした者、帳簿を備え付けず、又は虚偽の記載をした者、立入検査を妨害した者、虚偽の答弁をした者など、法の規定に違反した場合には、懲役、若しくは罰金に処し、又は併科されることがあります。

10 その他

この届出の受理は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づくものであり、他の法令等の許認可とは独立したものです。受理されたことで他の法令等で特例が認められるようなことはありませんので御承知ください。

IV 特殊肥料の表示について

1 「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の品質表示

(1) 品質表示について

特殊肥料のうち、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、「特殊肥料の品質表示基準」（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）に基づき、品質表示が必要です。下記の表示例を参考に表示してください。

(2) 表示の仕方について

① 肥料を容器に入れる場合

肥料の最小単位ごとに、容器の外部の見やすい場所に、直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないようにつけてください。

② 容器を用いない（バラ）の場合

表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡してください。

(3) 表示に用いる文字の色や大きさ

① 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色にしてください。

② 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体にしてください。

③ 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、表示に用いる文字及び数字の大きさは適宜としてください。

(4) 品質表示の記載例（丸数字は、「(5) 記載方法について」を参照してください）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
①	肥料の名称 ○○○○
②	肥料の種類 ○○○○
③	届出をした都道府県 ○○県
④	表示者の氏名又は名称及び住所 ○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地
⑤	正味重量 ○○キログラム
⑥	生産（輸入）した年月 令和○○年○○月
(原料)	
⑦	○○、○○（例：牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮）
備考： 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。⑧	
2 この肥料には牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。⑨	
3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。⑩	
4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を 5 %使用したものである。⑪	
⑫	主成分の含有量等（現物当たり）（※「現物」又は「乾物」の別を記載してください）
	窒素全量 ○. ○%
	りん酸全量 ○. ○%
	加里全量 ○. ○%
	炭素窒素比 ○○
	銅全量 ○○mg/kg
	（※銅全量は、豚ふんを使用し、現物 1kg 当たり 300mg 以上含有する場合に記載要）
	亜鉛全量 ○○mg/kg
	（※亜鉛全量は、豚ふん又は鶏ふんを使用し現物 1kg 当たり 900mg 以上含有する場合に記載要）
	石灰全量 ○○%
	（※石灰全量は、石灰を使用し、現物 1kg 当たり 150g 以上含有する場合に記載要）
	水分含有量 ○%
	（※水分含有量は、主成分の含有量を乾物あたりで表示する場合に記載要）

注）品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません。

(5) 記載方法について

① 肥料の名称

都道府県に届け出た肥料の名称を記載してください。

② 肥料の種類

「堆肥」、「動物の排せつ物」又は「混合特殊肥料」と記載してください。

③ 届出をした都道府県

届け出た都道府県名を記載してください。

届出受理番号がある場合には、「届出をした都道府県」の欄に記載できます。

④ 表示者の氏名又は名称及び住所

肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となります。肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となります。肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料をつめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。届出書で届け出たとおりに記載してください。

⑤ 正味重量

キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で併記することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。

⑥ 生産（輸入）した年月

①令和 2 年 11 月、②2.11、③2020.11 のいずれかの方法により記載してください。記載箇所を表示（例：包装表面に記載）すれば別の場所に表示しても構いません。販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。

⑦ 原料の名称

原料名は「牛ふん」、「鶏ふん」、「もみがら」など、最も一般的な名称を記載してください（商品名を書かないように注意すること）。なお、この表示票の中に表示することが困難な場合は、（原料）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。

⑧ 原料の記載順

生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。原料が 1 種類の場合は、備考 1 の記載は必要ありません。

⑨ 動物由来たん白質

ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品を除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）又は魚介類由来たん白質が使用されている場合（所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。）は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。

(ア) 牛、めん羊または山羊（牛等）由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

注）動物由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注）牛等由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

⑩ 材料

堆肥で、生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を備考欄に例のように記載してください。

腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

なお、腐熟促進材として効果のない材料の添加は認められていないため、材料を使用して堆肥等を生産する場合は、効果試験データの提出が必要になります。

⑪ 摂取防止材

牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料（軽焼マグネシア、鶏ふん燃焼灰、消石灰、石灰窒素、とうがらし粉末、パームアッシュ、硫酸アンモニア、硫酸加里）が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を明記し次に掲げる例により記載してください。

牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために〇〇を〇％使用したものである。

⑫ 主成分の含有量等

(1) 「現物当たり」で表示することが基本ですが、困難な場合は、「乾物当たり」で記載する場合は、水分含有量を記載してください。

(2) 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比は必ず記載し％単位で表示してください。現物当たりの含有量が 0.5％未満の場合は、「0.5％未満」と表示することができます。通常は小数点以下第 1 位まで記載します。

(3) 表示の数値に幅を持たせることはできません（〇％～〇％といった記載をしてはいけません）。

(4) 表示値の許容範囲について

表示された主成分の含有量は、表示が付された製品中に実際に入っている主成分の含有量に近い数値にする必要があります。成分の種類や表示する成分量に応じて、次の許容範囲におさまるように、表示の内容や製品の品質を管理してください。

主成分	誤差の許容範囲
窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）	①表示値が 1.5％未満の場合 ±0.3％
りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）	②表示値が 1.5％以上 5％未満の場合 表示値の±20％
加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）	③表示値が 5％以上 10％未満の場合 ±1％
	④表示値が 10％以上の場合 表示値の±10％
銅全量	表示値の±30％
亜鉛全量	表示値の±30％
石灰全量	表示値の±20％
炭素窒素比	表示値の±30％
水分含有量	表示値の±20％

例：窒素全量 1.0％と表示した場合、現物は、 $1.0\% \pm 0.3\%$ (0.7％～1.3％) の範囲、4.0％と表示した場合、 $4.0\% \times 80\% \sim 120\%$ (3.2％～4.8％) の範囲でなければなりません。

例：石灰全量を 15.0％と表示した場合、現物は、 $15.0\% \times 80\% \sim 120\%$ (12％～15％) の範囲でなければなりません。

※ 実際の肥料成分については、原料、季節等によって若干の差があることが考えられますので、定期的に分析するなどし、含有成分量と表示値がかい離しないよう注意してください。

(5) 一定以上の含有量がある場合に限り記載が可能な主成分について

次の表に掲げる主成分については、表示に必要な最小量以上である場合に限り、任意で表示することができます。全て%単位で表示します。

主成分	表示に必要な 最小量
アンモニア性窒素、硝酸性窒素、（窒素全量 ^注 ）	1 %
く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、（りん酸全量 ^注 ）	1 %
く溶性加里、水溶性加里、（加里全量 ^注 ）	1 %
有効苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）	1 %
アルカリ分、有効ケイ酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）	5 %
有効マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）	0.1 %
有効ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）	0.05 %

（注）窒素全量、りん酸全量、加里全量は、混合特殊肥料（堆肥または動物の排せつ物を原料として使用したものを除く。）に限りします。

◎「混合特殊肥料」の表示の留意事項

（混合特殊肥料を生産する、または原料として混合特殊肥料を使用する場合）

(1) 混合特殊肥料を生産する場合

- 原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。
- 堆肥または動物の排せつ物を原料として使用する場合には、「堆肥」または「動物の排せつ物」の次に〔 〕をつけ、これらの肥料に使用されている原料を表示してください。

(2) 混合特殊肥料を原料として使用した場合

- 原料欄に「混合特殊肥料」とは記載せず、混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。ただし、この混合特殊肥料の原料として堆肥または動物の排せつ物を使用している場合には、「堆肥」または「動物の排せつ物」とは記載せず、堆肥または動物の排せつ物の原料を最も一般的な名称で表示してください。
- 混合特殊肥料の原料として混合特殊肥料を使用した場合は、原料欄に「混合特殊肥料」とは記載せず、原料である混合特殊肥料の原料として使用した特殊肥料の種類を表示してください。
- 「特殊肥料等を指定する件」別表第2で定める、固結、浮上もしくは悪臭を防止するための材料、または、粒状化を促進するための材料を生産に当たって使用した混合特殊肥料や、このような混合特殊肥料を原料として使用した堆肥や動物の排せつ物については、下記に例のように、原料の備考にその材料の名称を記載してください。

備考：粒状化を促進するためにこんにやく飛粉を使用したものである。

固結を防止するためにパーライトを使用したものである。

浮上を防止するためにかんらん岩粉末を使用したものである。

悪臭を防止するためにゼオライトを使用したものである。

◎「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の品質表示の記載例

・「動物の排せつ物」の記載例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	乾燥鶏ふん
肥料の種類	動物の排せつ物
届出をした都道府県	〇〇県 第〇〇〇号
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
正味重量	10キログラム
生産した年月	令和2年11月
(原料)	鶏ふん
主要な成分の含有量等（乾物当たり）	
窒素全量	2.7%
りん酸全量	6.3%
加里全量	3.3%
石灰全量	18.2%
炭素窒素比	8
水分含有量	14.4%

※石灰全量について

乾物 $18.2\% \times (1 - 0.144) = \text{現物 } 15.5\%$ （表示必要）

・「豚ふん堆肥」の記載例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふん堆肥
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	〇〇県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
正味重量	20キログラム（30リットル）
生産した年月	令和2年11月
(原料)	豚ふん、オガクズ
備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である	
主要な成分の含有量等（乾物当たり）	
窒素全量	3.5%
りん酸全量	6.0%
加里全量	2.0%
銅全量	450 mg/kg
亜鉛全量	1,300 mg/kg
炭素窒素比	11
水分含有量	26.9%

※銅全量、亜鉛全量について

乾物 $450 \text{ mg} \times (1 - 0.269) = \text{現物 } 328 \text{ mg}$ （表示必要）

乾物 $1,300 \text{ mg} \times (1 - 0.269) = \text{現物 } 950 \text{ mg}$ （表示必要）

・「牛ふん堆肥」の記載例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	牛ふん堆肥
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	〇〇県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
正味重量	20キログラム（30リットル）
生産した年月	令和2年11月
(原料)	牛ふん、わら類、樹皮
備考：	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主成分の含有量等（現物当たり）	
窒素全量	1.5%
りん酸全量	2.7%
加里全量	2.5%
炭素窒素比	14

・「牛ふん堆肥」に蒸製骨粉の由来動物及び腐熟促進の材料を併せて記載した例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	牛ふん堆肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	〇〇県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
正味重量	20キログラム（30リットル）
生産した年月	令和2年11月
(原料)	牛ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2	この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
3	腐熟を促進するために尿素を使用したものである。
主成分の含有量等（現物当たり）	
窒素全量	1.5%
りん酸全量	2.7%
加里全量	2.5%
炭素窒素比	14

2 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示

(1) 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示について

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」以外の特殊肥料については、次に記載する表示をお願いいたします（「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について（2 消安第 3846 号消費・安全局長通知））。

様式中の文字及び数字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさにしてください。なお、バラ売り等、包装（容器）なしで出荷し、表示を付することが困難な場合は、荷口ごとに表示の印刷物を渡すなどして、末端消費者まで確実に表示票が届くようにしてください。

(2) 表示の記載例（丸数字は、「(3)記載方法について」を参照してください）

	○	2 cm 以上 ※この部分は、肥料を入れる容器に、この表示票をしばりつけたり、縫い付ける場合以外は、必要ありません。
	特 殊 肥 料	
①	肥料の種類	○○○○
②	肥料の名称	○○○○
③	届出を受理した都道府県	○○県 第○○○号
	正味重量	○○キログラム
④	生産した年月	令和○○年○○月
⑤	生産業者の氏名又は名称及び住所	○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地
⑥	販売業者の氏名又は名称及び住所	○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地
⑦	・この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。	
⑧	・牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を 5 % 使用したものである。	

※左にある事項以外は枠内の表示に載せないこと。
（成分等を表示したい場合は、欄外に記載してください。）

(3) 記載方法について

- ① 「肥料の種類」は、届け出た肥料の種類を記載してください。
- ② 「肥料の名称」は、届け出た肥料の名称を記載してください。
- ③ 「届出をした都道府県」は、表示者が届け出た都道府県名を記載してください。
届出受理番号がある場合には、それを記載してください。また、輸入した肥料については、表示の下部等に原産国（原産地）を表示している場合は、複数の都道府県を併記できます。
- ④ 「生産した年月」は、輸入した肥料については、標題を「輸入した年月」として輸入した年月を記載してください。また、販売業者が表示する場合、生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「添付した年月」とし、この表示を添付した年月を記載してください。年月をこの様式の中に記載することが困難な場合は、この「生産した年月」「輸入した年月」欄に年月を表示する場所を記載し、その場所に表示することができます。
- ⑤ 「生産業者の氏名又は名称及び住所」は、届け出たとおりに記載して下さい。輸入業者又は輸入された肥料の販売業者が表示する場合は、標題を「輸入業者の氏名又は名称及び住所」としてください。
- ⑥ 「販売業者の氏名又は名称及び住所」は、販売業者が表示する場合に限りこの欄を設け、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載してください。生産業者

及び輸入業者が表示する場合はこの欄は不要です。

- ⑦ ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品を除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）又は魚介類由来たん白質が使用されている場合（所定の手続きを経て製造したゼラチン・コラーゲンを除く。）は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。

(ア) 牛、めん羊または山羊（牛等）由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

注）動物由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

(イ) 牛等由来の原料を含む場合や原料事情等により牛等由来の原料を含む可能性がある場合

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注）牛等由来たん白質の次に（ ）をつけ、由来する動物種を記載できます。

- ⑧ 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料（軽焼マグネシア、鶏ふん燃焼灰、消石灰、石灰窒素、とうがらし粉末、パームアッシュ、硫酸アンモニア、硫酸加里）が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を明記し次に掲げる例により記載してください。

牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために〇〇を〇%使用したものである。

- ⑨ 輸入した肥料の場合は、農業者の適正な選択の判断材料を提供するために、表示の下部等に原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます（輸入肥料の原産国表示について（平成元年 7 月 10 日付け元農蚕第 4422 号農蚕園芸局長通知））。

（表示例）

△△国製、MADE IN△△、原産国：△△、原産地：△△

注）「原産国」とは、当該肥料の全部を生産した事業場又は生産が二国以上にわたる場合には、当該肥料につき実質的な変更をもたらす新しい特性を与える行為を最後に行った事業場の所在する国とします。輸入肥料を単純に小分けし容器等に詰め替えて販売されるものも含まれます。

◎特殊肥料（堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料以外）の表示の記載例

生産業者（牛等由来の原料を含む場合）

特殊肥料	
肥料の種類	蒸製骨
肥料の名称	〇〇〇〇
届出を受理した都道府県	〇県第〇〇号
正味重量	20キログラム
生産した年月日	〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	
〇〇〇株式会社	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。	

販売業者の記載例

特殊肥料	
肥料の種類	米ぬか
肥料の名称	〇〇〇〇
届出を受理した都道府県	〇〇県
正味重量	20キログラム
生産した年月日	令和〇年〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	
〇〇〇株式会社	
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
販売業者の氏名又は名称及び住所	
有限会社□□	
□□県□□市□□町□□番地	

特殊肥料等の指定（昭和 25 年 6 月 20 日 農林省告示第 177 号 施行 即日）

最終改正 令和 3 年 6 月 14 日 農林水産省告示第 1012 号 施行 令和 3 年 12 月 1 日

一 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

（イ）左に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄（てい）及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸（けい）椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸（けい）椎棘（きよく）突起、胸椎棘（きよく）突起、腰椎棘（きよく）突起、仙骨翼、正中仙骨稜（りょう）及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

羊毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

牛毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

粗砕石灰石

（ロ）

米ぬか

発酵米ぬか

発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよう油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カポック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）

人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）

動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

グアノ（窒素質グアノを除く。）

発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）

貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）

製糖副産石灰

石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物 1 キログラムにつきアルカリ分含有量が 250 グラムを超えるものをいう。）

含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）

微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3 ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

（ハ）専ら特殊肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第一項の規定による届出がされたものに限る。）が原料として配合される肥料（堆肥に該当するものを除き、別表第二に掲げる材料を加えたものを含む。附において「**混合特殊肥料**」という。）

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたもの（混合特殊肥料にあつては、粉碎その他必要と認められる方法により加工されたものを含む。）を含む。

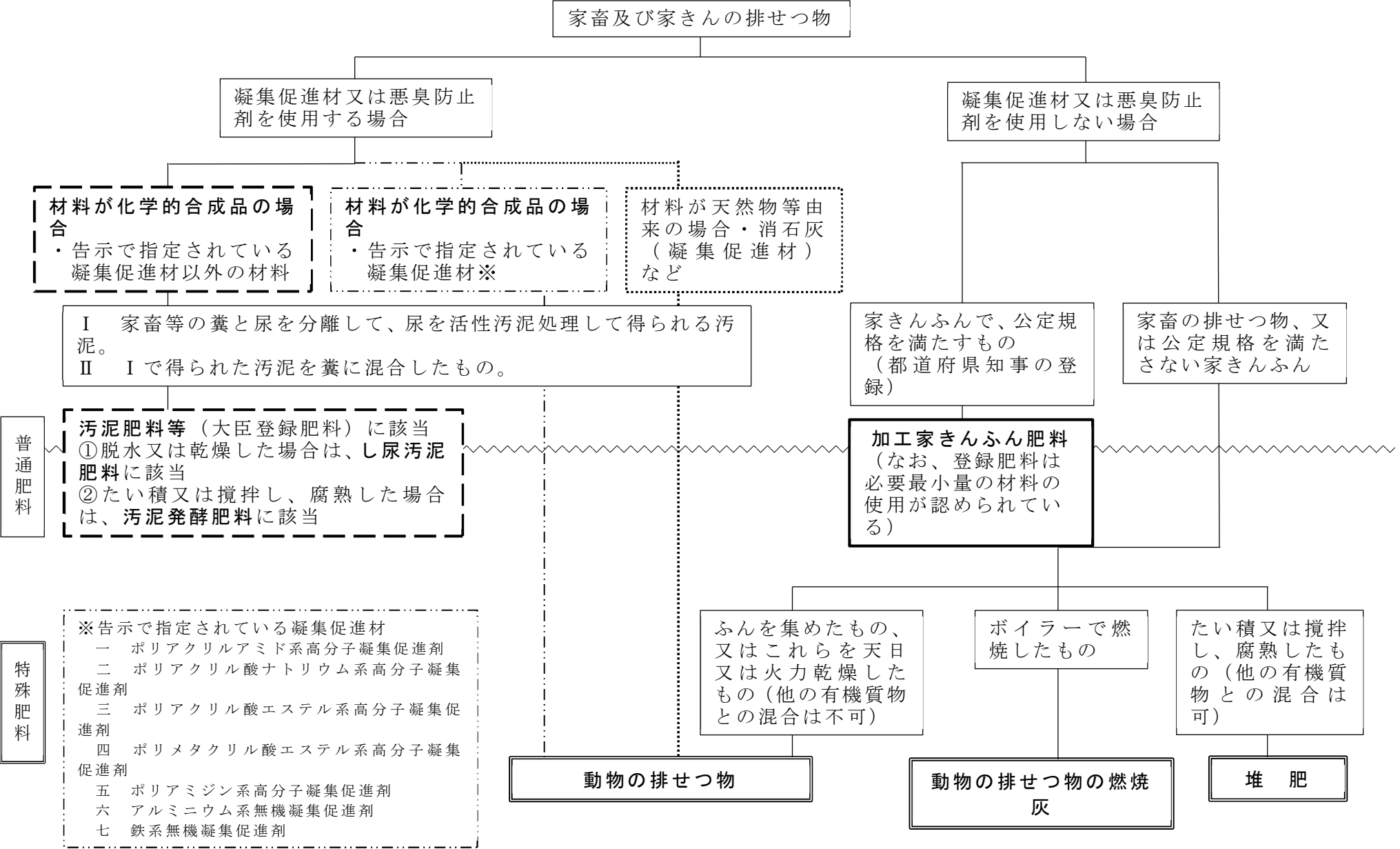
別表第一

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

別表第二

- 一 固結を防止する材料として使用する次の材料
滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト
- 二 浮上を防止する材料として使用する次の材料
安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末
- 三 粒状化を促進する材料として使用する次の材料
アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合に限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにゃく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合に限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合に限る。）
- 四 悪臭を防止する材料として使用するゼオライト

普通肥料と特殊肥料（動物の排せつ物、堆肥）の区分



(イ) 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

(名 称 及 び

代表者の氏名)

電話番号 () —

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考 輸入業者にあっては 4 を記載しなくてよい。

(ロ) 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（ 名 称 及 び

代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(ハ) 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

（名 称 及 び

代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の生産（輸入）事業を下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産（輸入）していた特殊肥料の名称

(イ) 肥料販売業務開始届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

(名 称 及 び

代表者の氏名)

電話番号 () ー

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 愛知県内にある保管する施設の所在地

(ロ) 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

(名 称 及 び

代表者の氏名)

電話番号 () ー

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定
により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(ハ) 肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

(名 称 及 び
代表者の氏名)

電話番号 () ー

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定
により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第 2 項の規定によ
り届け出ます。

生産設備を賃貸借する場合の添付書類について

1 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

愛知県に肥料生産業（普通肥料、指定配合肥料、特殊肥料）の申請・届出を提出する際、その銘柄について生産設備を賃貸借して肥料を生産する場合、必ず添付すること。

2 賃貸借契約書（写し）

生産設備を賃貸借して肥料を生産する場合は、契約書の写しを必ず添付すること。

3 生産設備の見取図について

生産設備を賃貸借する場合、見取図を添付すること。

設備の一部分を賃貸借する場合は、見取図に賃貸借部分を分かるように示すこと（太線で囲む、網掛けをするなど）。

4 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出事項に変更が生じた場合は、「生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出事項変更届出書」を提出すること。

委託により肥料を生産する場合の添付書類について

1 委託による肥料の生産に関する届出書

愛知県に肥料生産業（普通肥料、指定配合肥料、特殊肥料）の登録・届出を提出する際、その銘柄について委託して肥料を生産する場合、必ず添付すること。

2 委託生産契約書（写し）

委託して肥料を生産する場合は、契約書の写しを必ず添付すること。

3 委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

委託による肥料の生産に関する届出事項に変更が生じた場合は、「委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書」を提出すること。

4 委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止した場合は、「委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書」を提出すること。

5 委託生産の要件

委託生産を行うためには、以下の要件を全て満たす場合に限られます。

① 受託者による肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること。

② ①により受託者が生産した肥料は、全て委託者に譲渡されること。

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所 〒
名称
氏名
電話

別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり、〇〇社所有の□□工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、登録の申請(又は登録事項変更の届出)に先立ち、あらかじめ届け出ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間
年 月 ～ 年 月
4. 生産の管理責任者

(備 考)

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の4については、役職名等を記載する。
3. 賃貸借契約書に、自動的に更新する旨の規定等がある場合にはその旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は、賃借する期間の変更の届出は不要とする。

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所 〒
名称
氏名
電話

先に、 年 月 日付で届け出ました〇〇工場に係る「生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出」について、下記のとおり事項の変更が生じたので届け出ます。
記

1. 変更した年月日
2. 変更した事項
3. 変更した理由

(備 考)

1. 賃貸借契約書を添付する。
2. 見取り図を添付する。(変更が生じた場合のみ)
3. 先に届け出た届出書に、自動的に更新する旨の記載がある場合は、賃借の契約が継続している間、賃借する期間の変更は不要とする。

賃 貸 借 契 約 書 （例）

〇〇〇〇株式会社（以下甲という。）と△△△△株式会社（以下乙という。）とは、乙が行う肥料の生産に関して次のとおり契約する。

第1条 甲は乙に対し、乙が肥料を生産するために必要な甲の所有する〇〇工場（〇〇市〇〇町〇〇）内の建物及び機械設備、労務等の人的物的設備（以下「賃借物件等」という。）を賃貸し、乙はこれを賃借し、乙の〇〇工場として使用する。

第2条 乙が賃借物件等を使用する範囲は、原材料の受け入れ及び保管並びに肥料の製造、保管及び出荷に関するものとする。

第3条 乙は、賃借物件等を使用して肥料を生産するときは、必ず乙の生産責任者を生産現場に常駐せしめるとともに、善良な管理者の注意義務をもって賃借物件の管理を行うものとする。

第4条 賃借物件等の賃借料及びその支払い方法については、甲、乙、協議のうえ、別に定める。

第5条 賃借物件等の使用期間及び使用上の細部については、生産計画をもとに、甲、乙協議のうえ、別に定める。

第6条 契約期間は、 年 月 日から、 年 月 日までの1年間とする。

ただし、契約期限満了 日前までに、甲又は乙から何らの意思表示をしないときは、さらに契約期間を順次1年延長したものとみなす。

また、意思表示は意思決定後直ちに文書をもって行うものとする。

第7条 この契約の条項について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めない事態が発生した場合の措置については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

上記の契約の証として、本書2通を作成して記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
氏 名 印

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添委託生産契約書のとおり〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続

- ☐ 法第4条第1項又は第3項の規定に基づく登録の申請
- ☐ 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
- ☐ 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
- ☐ 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
- ☐ 法第22条第1項の規定に基づく届出
- ☐ 法第22条第2項の規定に基づく届出事項変更の届出

2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地

3. 委託により生産する肥料の種類

4. 委託生産に係る契約期間

（ 年 月 ～ 年 月 ）

備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

1. 変更した事項

委託契約に係る事項

（新）〇〇

（旧）〇〇

2. 変更した年月日

3. 変更した理由

〇〇のため

備考 委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書（写）を添付する。

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に関し、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。

届出書の提出先（肥料）

主たる事務所の所在地 (法人は本社、個人は居住地)	提 出 先	
名古屋市、県外	農業水産局 農政部 農業経営課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 TEL052-961-2111(代表) 052-954-6411(ダイヤルイン)
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、愛知郡、 西春日井郡、丹羽郡	尾張農林水産事務所 農政課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 TEL052-961-7211
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡	海部農林水産事務所 農政課	〒496-8532 津島市西柳原町 1-14 TEL0567-24-2111
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡	知多農林水産事務所 農政課	〒475-0903 半田市出口町 1-36 TEL0569-21-8111
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡	西三河農林水産事務所 農政課	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 TEL0564-23-1211
豊田市、みよし市	豊田加茂農林水産事務所 農政課	〒471-8566 豊田市元城町 4-45 TEL0565-32-7361
新城市、北設楽郡	新城設楽農林水産事務所 農政課	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝 津 6-2 TEL0536-62-0545
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河農林水産事務所 農政課	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 TEL0532-54-5111

★参考

農林水産大臣登録・届出肥料の窓口について

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 名古屋センター 肥料検査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎第2号館

TEL050-3797-1901